

議案第20号

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
(川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第1条 川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

(川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年川崎市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第1号中「第8条の2第18項」を「第8条の2第16項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

介護保険法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。